

第9章 景観計画の実現に向けて



第1 景観施策の推進体制

1 景観審議会²の設置

- 景観計画²の策定・変更の審議、届出制度等における勧告、命令等に対する意見、景観形成特別地区の指定、景観上重要な建造物、樹木、公共施設の指定に対する意見、特に景観形成上影響が大きい行為についての事前協議の指導・助言、その他良好な景観形成に必要な事項など、景観まちづくり⁵に関して審議する景観審議会を設置します。

2 景観アドバイザー¹の設置

- 景観に関する専門家を景観アドバイザーとして設置し、景観法¹に基づく届出及び事前協議にあたっての指導や助言を実施します。
- 景観アドバイザーは、地域による景観ルールづくりの支援や景観教育の普及など、景観まちづくり活動を支える役割を担います。

3 政策連携による景観施策の展開

- 景観計画の実現に向けて、都市整備にとどまらず、産業、文化、観光、教育、防災など関係部局との政策連携を推進し、庁内が一体となった施策を展開します。
- 庁内の政策連携にとどまらず、各分野で活動する地域団体やNPO、民間事業者や大学など様々な主体間の協働を促進し、景観まちづくりの取り組みを広げていきます。

4 協働による景観まちづくりの推進

(1) 区民の役割

- 景観まちづくりの主役として、景観計画で示した景観まちづくり方針に基づき、地域の魅力を高める景観形成に取り組めます。
- 地域で活動する様々な人々と活動分野を超えて連携し、景観まちづくりを含むエリアマネジメント⁴³を促進します。
- 一人ひとりが日常生活の中で、景観まちづくりの目標を実現するために取り組みます。

図表9-1 都市づくりビジョン策定区民ワークショップの様子



資料：豊島区都市づくりビジョン(平成27(2015)年3月)

1 景観法：8ページ参照
 2 景観計画：8ページ参照
 5 景観まちづくり：8ページ参照
 44 エリアマネジメント：41ページ参照

(2) 企業・事業者の役割

- 景観まちづくりを担う一員として、企業活動を通じ、敷地内の緑化や屋外広告物の適正化、公開空地を準公共空間とした公共空間の一体的な活用など、地域特性に応じた秩序あるにぎわいと活力を創出します。
- 都市開発や大規模敷地の機能更新などの際には、景観計画を踏まえ、地域の魅力向上に貢献するデザインとします。

(3) 区の役割

- 大規模な土地利用転換や公共施設の整備などにあたっては、周辺地区の景観まちづくりとの連携に配慮します。
- 区の区域を超えて連続する景観形成にあたっては、東京都や隣接区と連携した取り組みを進めていきます。
- 国や東京都などの都市整備事業についても、良好な景観形成のために必要な事項を協議しながら、連携して魅力ある景観を創出します。
- 景観まちづくりに関する高度な専門知識に加えて、行政分野の枠組みを超えた視点からの広い視野と柔軟な発想力を高め、地域の魅力を惹き立てる景観施策を担う職員を育成します。
- 区民や企業・事業者など様々な主体とともに、今後の景観まちづくりの方向性を考え、実現に向けて合意形成を図っていくことができる職員を育成します。

第2 新しい景観施策の展開

1 景観法などを活用した景観形成

(1) 景観地区、景観協定などの活用

- 都市計画法に基づく景観地区⁶³や景観法に基づく景観協定⁶⁴などの活用を検討し、景観まちづくりの実行性を高めていきます。
- 景観協定は全員合意を前提とすることから、必要に応じて、緩やかな景観形成のルールづくりについても検討します。

(2) 景観形成特別地区の指定

- これまでのアメニティ形成の取り組みや都市づくりの動向、歴史・文化をはじめとする地域資源の活用など、重点的に景観形成に取り組む区域を景観形成特別地区として位置づけます。
- 景観形成特別地区では、地区特性に応じた景観形成基準の設定や景観審議会による事前協議などの景観施策に取り組めます。

63 景観地区：景観法第61条により創設された都市計画法に基づく地域地区。景観計画を踏まえた良好な景観を形成するため、建築物の意匠形態の制限、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を規定できる

64 景観協定：景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意によりその区域での良好な景観の形成に関する事項を協定する制度

(3) 池袋副都心及び特定都市再生緊急整備地域での景観誘導

- 池袋副都心及び特定都市再生緊急整備地域²⁶の区域は、一体として重点的な景観まちづくりを推進するため、景観形成に大きく影響する建築物や公共施設などについて、景観審議会による事前協議の仕組みを導入します。
- このうち、特定都市再生緊急整備地域では、池袋駅周辺地域再生委員会のもとに大規模建築物や公共施設のデザインに関して相互調整を図る組織を設置し、公民連携による個性ある美しい景観を誘導します。

2 地域の特性を惹き立てる景観施策の展開

(1) 地域資源の再発見と景観まちづくりへの活用

- 地域の大切な資源を掘り起こし、新たな魅力づくりにつなげていくため「(仮称) 豊島景観百選」などに取り組みます。
- こうした取り組みによって選ばれた資源について、景観まちづくりに活用していくための仕組みづくりを進めます。

(2) 「豊島区景観資源」の指定

- 「豊島景観百選」などによって選ばれた地域資源について、所有者・管理者などの意向を踏まえながら、「豊島区景観資源」の指定を検討します。
- 豊島区景観資源の指定により、地域の維持・保全活動や景観まちづくりへの活用などの取り組みにつなげていきます。

図表 9-2 景観普及イベントのイメージ



歴史的建造物の保存を支援するチャリティイベント
(立教学院諸聖徒礼拝堂)

(3) 景観まちづくり活動の支援

- 景観形成特別地区をはじめとして、自主的な景観まちづくり活動を支援する仕組みを検討します。
- 区民や事業者の創意工夫による優れた景観形成の事例を表彰する制度を創設し、その取り組みを広く情報発信していきます。

(4) 景観教育・交流の促進

- 生涯学習や学校教育などと連携して、これまで受け継がれてきた歴史や文化、みどりなど地域の魅力を学びながら、景観まちづくりへの理解促進を図っていきます。
- 景観まちづくり活動を広く情報発信するとともに、景観シンポジウムや情報交換などの機会づくりに取り組んでいきます。

図表 9-3 学校教育のイメージ

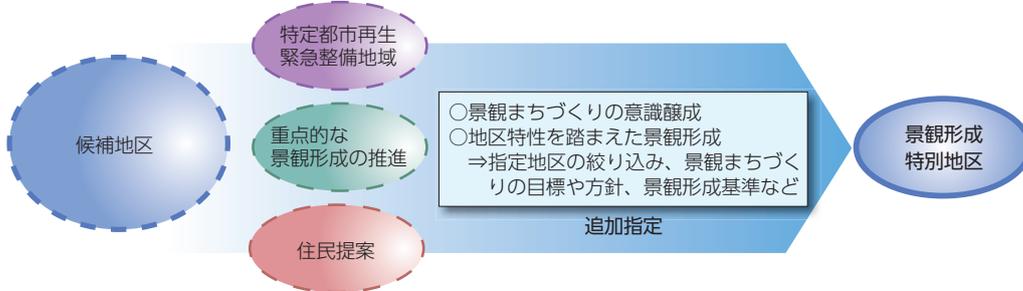


27 特定都市再生緊急整備地域：23ページ参照

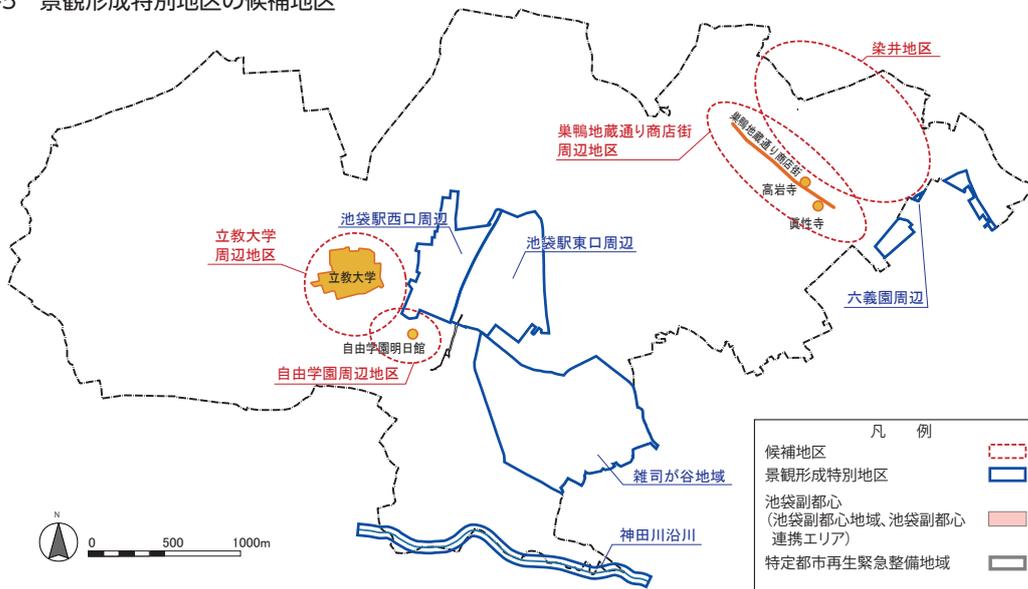
(5) 各種ガイドラインの作成

- 景観計画の内容について、配慮するポイントや具体例などを示したガイドラインを作成し、景観まちづくりの目標を実現していきます。
- ガイドラインは、事前協議の実施状況などを踏まえながら内容の充実を図っていきます。

図表 9-4 景観形成特別地区の追加指定のイメージ



図表 9-5 景観形成特別地区の候補地区



候補地区	選定理由
染井地区	○ソメイヨシノ発祥の地の歴史を有し、歴史的資源と自然資源を抱える染井霊園やその周辺に寺社など多数の文化財がある地区です。
立教大学周辺地区	○複数の東京都選定歴史的建造物があり、みどりの拠点でもある立教大学を中心とした地区です。
自由学園周辺地区	○フランク・ロイド・ライトが設計し、国内外から人々が訪れる自由学園明日館（国指定重要有形文化財）を中心とした地区です。
巢鴨地藏通り商店街周辺地区	○旧中山道沿いに高岩寺や眞性寺などの寺社、商店街があり、多くの人々にぎわう地区です。 ○巢鴨地藏通り商店街のにぎわう風景が、文化庁「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観」の重要地域にあげられています。

